

令和6年度社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 放課後児童支援員（非常勤職員）募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、放課後児童支援員（非常勤職員）を次のとおり募集します。

1 受付期間

令和6年6月17日（月）から令和6年7月12日（金）まで

2 募集職種等

職種	採用予定数	応募資格
放課後児童支援員 (非常勤職員)	1名	<p>普通自動車免許（A T限定可）を有し、放課後児童支援員、保育士、社会福祉士、幼稚園・小中高等学校教員免許、養護教諭、栄養教諭のいずれかの資格を有する方、又は採用日までに取得可能な方 ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被後見人及び被保佐人・ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方・ 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 応募方法等

（1）応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、持参又は郵送で社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会こども支援課に提出してください。

なお、受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までです。

（2）履歴書の作成に当たっての注意事項

- ・ 記載は、全て黒ボールペンを用いてください。
- ・ 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ・ 過去3か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面、縦4cm、横3cm、裏面に撮影年月日及び氏名を記入）を貼付してください。
- ・ 応募資格を証明できる資料（放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し等）を添付してください。
- ・ 履歴書を郵送で提出する場合は、簡易書留等の確実な方法をとってください。
- ・ 記載事項に不正がある場合は、採用資格を失うことがあります。

4 雇用期間等

（1）勤務地及び業務内容（変更の範囲：なし）

以下の児童クラブ（全22クラブ）のいずれかにおいて、保護者の就労等によって、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童を児童クラブでお預かりし、遊びや生活の場を提供するとともに、安全で楽しく過ごせるように児童の見守りや育成を支援します。

比角第一、比角第二、槇原、剣野第一、剣野第二、半田第一、半田第二、田尻第一、田尻第二、新道
枇杷島第一、枇杷島第二、荒浜、北鯖石、日吉、柏崎、鯖石、大洲、中通、北条、米山及び鯨波

（2）雇用期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

※ 雇用期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ、業務上必要がある場合は、再度雇用することができます。

(3) 勤務日及び時間

原則として、以下のとおりとなります。児童クラブの開設時間によって変動します。詳細は、1か月単位の勤務表で定めます。

ア 月曜日から金曜日まで（学校行事の代休日及び夏休み等の長期休業日を除く。）

午後0時30分から午後6時30分まで（6時間）

イ 土曜日、学校行事の代休日及び夏休み等の長期休業日

午前7時間30分から午後1時30分まで（6時間）又は午後0時30分から午後6時30分まで（6時間）

(4) 週休日

原則として、水曜日又は木曜日となります。児童クラブの開設時間によって勤務日となる場合があります。詳細は、1か月単位の勤務表で定めます。

(5) 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、1月2日、1月3日及び1月29日から1月31日までの日

(6) 給料

970円（時間給）

(7) 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、処遇改善手当

※ 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則に準じます。

(8) 賞与

0.5か月

※ 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則に準じます。

(9) 休暇

特別休暇及び年次有給休暇

※ 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則に準じます。

(10) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

5 試験日時等

(1) 試験日時

令和6年7月19日（金）

※ 時間については、履歴書受理後に応募者と相談の上決定します。

(2) 試験会場

柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

(3) 選考方法

面接試験

6 合格者の決定及び採用日

試験の合否については、試験日からおおむね10日以内に郵送でお知らせします。

7 照会等

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会こども支援課（担当：今井、赤澤）

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

電話（0257）22-1411